議案第６４号

上越市立公民館条例の一部改正について

上越市立公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成３１年２月２８日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市立公民館条例の一部を改正する条例

上越市立公民館条例（昭和４６年上越市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

第２条の２第２項第２号の表上越市立名立地区公民館下名立分館の項を削る。

別表⑵の表名立地区公民館下名立分館の部を削り、同表名立地区公民館上名立分館の部講堂の項を削る。

附　則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。